

別表（新旧対照表）

新	旧
<p>計画書本体</p> <p>8 特定事業の名称            1 1 3 1 ( 1 1 4 3、<u>1 1 4 5</u> ) : 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業            1 1 3 2 ( 1 1 4 4、<u>1 1 4 6</u> ) : 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>(6) I T ( 情報通信技術 ) を活用したサービスの提供</p>	<p>計画書本体</p> <p>8 特定事業の名称            1 1 3 1 ( 1 1 4 3 ) : 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業            1 1 3 2 ( 1 1 4 4 ) : 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>(6) I T ( 情報通信技術 ) を活用したサービスの提供<u>事業</u></p>
<p>別紙 1</p> <p>1 特定事業の名称            1 1 3 1 ( 1 1 4 3、<u>1 1 4 5</u> ) : 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p>	<p>別紙 1</p> <p>1 特定事業の名称            1 1 3 1 ( 1 1 4 3 ) : 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p>
<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>(1) <u>講座の開設者</u>  <u>三重県立亀山高等学校</u>  <u>所在地：三重県亀山市本町 1 丁目 1 0 - 1</u></p> <p>(2) <u>修了認定に係る試験の提供者</u>  <u>日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C )</u>  <u>所在地：東京都中央区京橋 1 - 1 1 - 8 西銀ビル 5 階</u></p>	<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p><u>三重県立宇治山田商業高等学校 ( 三重県伊勢市黒瀬町札ノ木 1 1 9 3 )</u>  <u>学校法人津田学園</u>  <u>津田情報ビジネス専門学校 ( 三重県桑名市野田 5 - 3 - 1 2 )</u>  <u>学校法人協栄学園</u>  <u>勢京ビジネス専門学校 ( 三重県伊勢市一之木 4 - 1 5 - 1 4 )</u>  <u>三重県立津高等技術学校 ( 三重県津市高茶屋小森町 1 1 7 6 - 2 )</u></p>

別表（新旧対照表）

新	旧										
<p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定された日</p>	<p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日</p>										
<p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <p><u>「初級システムアドミニストレータ試験講座（C I W併用コース）」</u> <u>別添資料1のとおり</u> 当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>(2) 修了認定の基準</p> <p><u>ア 民間資格を取得するための試験である「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。</u></p> <p><u>イ 講座を開設する亀山高等学校において、平成17年4月1日から平成19年3月31日の期間に当該校の科目（「情報産業と社会」「ハードウェア基礎」「ソフトウェア開発」）を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在当該校に在学している者については、次に定める補習講座を受けることにより当該履修計画を修了したものとし、上記アと同様に、「C I Wフ</u></p>	<p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <p><u>宇治山田商業高等学校における認定講座 別添1のとおり</u> <u>津田情報ビジネス専門学校における認定講座 別添2のとおり</u> <u>勢京ビジネス専門学校における認定講座 別添3のとおり</u> <u>津高等技術学校における認定講座 別添4のとおり</u></p> <p><u>上記認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u></p> <p>(2) 修了認定の基準</p> <p><u>該当各講座において次の要件を満たした受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治山田商業高等学校</td> <td>3分の2以上の出席</td> </tr> <tr> <td>津田情報ビジネス専門学校</td> <td>4分の3以上の出席</td> </tr> <tr> <td>勢京ビジネス専門学校</td> <td>3分の2以上の出席</td> </tr> <tr> <td>津高等技術学校</td> <td>5分の4以上の出席</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p> <p><u>宇治山田商業高等学校において、平成16年4月1日から平成18年3月31日の期間に当該校の科目（「情報概論」「情報処理」「簿記」「ビジネス情報」「原価計算」）を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、当該校に在学している者については、次に定める補習講座を受けることにより、初級システムアドミニストレータ講座における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立</u></p>	学校名	要件	宇治山田商業高等学校	3分の2以上の出席	津田情報ビジネス専門学校	4分の3以上の出席	勢京ビジネス専門学校	3分の2以上の出席	津高等技術学校	5分の4以上の出席
学校名	要件										
宇治山田商業高等学校	3分の2以上の出席										
津田情報ビジネス専門学校	4分の3以上の出席										
勢京ビジネス専門学校	3分の2以上の出席										
津高等技術学校	5分の4以上の出席										

別表（新旧対照表）

新	旧																																																																						
<p>「<u>アンデーション</u>」試験を受験し、これに合格することによって認定される「<u>C I Wアソシエイト</u>」資格を取得した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。</p> <p>補習講座：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1．入出力アーキテクチャと装置</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>2．エンデベットシステム</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3．システムの性能</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>4．システムの信頼性・経済性</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>5．データベース応用</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>6．外部環境の活用</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>7．システムの運用</u></td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td><u>8．システムの保守</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>10．リスク管理</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>11．ガイドライン</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>12．情報システム基盤の標準化</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>13．標準化組織</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>14．経営管理・情報化戦略</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>15．情報通信</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>16．知的財産権</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>17．取引</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>18．その他の法律・倫理</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ <u>上記ア、イの有資格者に対して修了認定に係る試験を実施し、日本C I W普及育成協議会（JACC）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。</u></p> <p>エ <u>なお、下記(3)イの場合にあっては、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。</u></p>	内 容	時間数	<u>1．入出力アーキテクチャと装置</u>	1	<u>2．エンデベットシステム</u>		<u>3．システムの性能</u>	1	<u>4．システムの信頼性・経済性</u>		<u>5．データベース応用</u>	1	<u>6．外部環境の活用</u>	1	<u>7．システムの運用</u>	2	<u>8．システムの保守</u>		<u>10．リスク管理</u>	1	<u>11．ガイドライン</u>		<u>12．情報システム基盤の標準化</u>	1	<u>13．標準化組織</u>		<u>14．経営管理・情報化戦略</u>	1	<u>15．情報通信</u>		<u>16．知的財産権</u>		<u>17．取引</u>	1	<u>18．その他の法律・倫理</u>		合 計	10	<p>行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達した者については、修了を認定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1．コンピュータの種類と特徴</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>2．エンデベットシステム</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3．データベース応用</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>4．データ資源管理</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>5．リスク管理</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>6．ガイドライン</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>7．開発と取引の標準化</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>8．情報システム基盤の標準化</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>9．標準化組織</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>10．エンジニアリングシステム</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>11．ビジネスシステム</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>12．情報通信</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>13．労働</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td><u>14．その他の法律・倫理</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	時間数	<u>1．コンピュータの種類と特徴</u>	1	<u>2．エンデベットシステム</u>		<u>3．データベース応用</u>	1	<u>4．データ資源管理</u>		<u>5．リスク管理</u>	1	<u>6．ガイドライン</u>		<u>7．開発と取引の標準化</u>	1	<u>8．情報システム基盤の標準化</u>		<u>9．標準化組織</u>	1	<u>10．エンジニアリングシステム</u>		<u>11．ビジネスシステム</u>	1	<u>12．情報通信</u>		<u>13．労働</u>	1	<u>14．その他の法律・倫理</u>		合 計	7
内 容	時間数																																																																						
<u>1．入出力アーキテクチャと装置</u>	1																																																																						
<u>2．エンデベットシステム</u>																																																																							
<u>3．システムの性能</u>	1																																																																						
<u>4．システムの信頼性・経済性</u>																																																																							
<u>5．データベース応用</u>	1																																																																						
<u>6．外部環境の活用</u>	1																																																																						
<u>7．システムの運用</u>	2																																																																						
<u>8．システムの保守</u>																																																																							
<u>10．リスク管理</u>	1																																																																						
<u>11．ガイドライン</u>																																																																							
<u>12．情報システム基盤の標準化</u>	1																																																																						
<u>13．標準化組織</u>																																																																							
<u>14．経営管理・情報化戦略</u>	1																																																																						
<u>15．情報通信</u>																																																																							
<u>16．知的財産権</u>																																																																							
<u>17．取引</u>	1																																																																						
<u>18．その他の法律・倫理</u>																																																																							
合 計	10																																																																						
内 容	時間数																																																																						
<u>1．コンピュータの種類と特徴</u>	1																																																																						
<u>2．エンデベットシステム</u>																																																																							
<u>3．データベース応用</u>	1																																																																						
<u>4．データ資源管理</u>																																																																							
<u>5．リスク管理</u>	1																																																																						
<u>6．ガイドライン</u>																																																																							
<u>7．開発と取引の標準化</u>	1																																																																						
<u>8．情報システム基盤の標準化</u>																																																																							
<u>9．標準化組織</u>	1																																																																						
<u>10．エンジニアリングシステム</u>																																																																							
<u>11．ビジネスシステム</u>	1																																																																						
<u>12．情報通信</u>																																																																							
<u>13．労働</u>	1																																																																						
<u>14．その他の法律・倫理</u>																																																																							
合 計	7																																																																						

別表（新旧対照表）

新	旧
<p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</p> <p>ア 修了認定に係る試験は、<u>日本C I W普及育成協議会（J A C C）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題を使用し、当該試験を実施するものとする。</u></p> <p>イ <u>上記アに関連し、当該試験の問題が、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用し、当該試験を実施するものとする。</u></p> <p>ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が<u>特別区域内に指定した施設とする。</u></p> <p>エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、<u>日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。</u></p> <p>オ <u>講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知するものとする。</u></p> <p>(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目</p> <p>資格名称：<u>C I Wアソシエイト</u></p> <p>試験科目：<u>C I Wファンデーション</u></p> <p>当該民間資格試験の試験項目：<u>表に示すとおり</u></p> <p>（以下省略）</p>	<p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</p> <p>___ 修了認定に係る試験は、<u>認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構に指定された期日に2回実施する。</u></p> <p>___ 修了認定に係る試験会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の<u>施設とする。</u></p> <p>___ <u>試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。</u></p> <p>___ <u>当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日、および試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。</u></p> <p>___ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置に適用を受けようとする者が<u>行うものとする。</u></p>
<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、<u>内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。</u></p> <p>（以降削除）</p>	<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、<u>初級システムアドミニストレータ試験の午前試験科目に相当する講座の開設を認められた教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、修了を認められた日から二年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。</u></p> <p><u>本特例措置により、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ること</u></p>

別表（新旧対照表）

新	旧
	<p>ができる。このことにより、講座を開設する教育機関等の指導力の向上や生徒・学生の学習意欲向上につながるとともに、IT関連産業やその他の産業の人材確保と集積促進等が期待される場所である。</p> <p>（以下省略）</p>
<p>別紙 2</p> <p>1 特定事業の名称 1132(1144、<u>1146</u>): 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p>	<p>別紙 2</p> <p>1 特定事業の名称 1132(1144): 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p>
<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>(1) 講座の開設者 <u>三重県立亀山高等学校</u> 所在地：<u>三重県亀山市本町1丁目10-1</u></p> <p>(2) 修了認定に係る試験の提供者 <u>日本CIW普及育成協議会（JACC）</u> 所在地：<u>東京都中央区京橋1-11-8西銀ビル5階</u></p>	<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>三重県立宇治山田商業高等学校（三重県伊勢市黒瀬町札ノ木1193）</u> <u>学校法人津田学園</u> <u>津田情報ビジネス専門学校（三重県桑名市野田5-3-12）</u> <u>学校法人協栄学園</u> <u>勢京ビジネス専門学校（三重県伊勢市一之木4-15-14）</u> <u>三重県立津高等技術学校（三重県津市高茶屋小森町1176-2）</u></p>
<p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定された日</p>	<p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日</p>
<p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p>	<p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 <u>宇治山田商業高等学校における認定講座</u> 別添5のとおり <u>津田情報ビジネス専門学校における認定講座</u> 別添6のとおり <u>勢京ビジネス専門学校における認定講座</u> 別添7のとおり <u>津高等技術学校における認定講座</u> 別添8のとおり</p>

別表（新旧対照表）

新	旧																		
<p>「基本情報技術者試験講座（C I W併用コース）」  <u>別添資料2のとおり</u>            当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>(2) 修了認定の基準  <u>ア 民間資格を取得するための試験である「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。</u></p> <p><u>イ 講座を開設する亀山高等学校において、平成17年4月1日から平成19年3月31日の期間に当該校の科目（「情報産業と社会」「ハードウェア基礎」「アルゴリズム」「ソフトウェア開発」）を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在当該校に在学している者については、次に定める補習講座を受けることにより当該履修計画を修了したものとし、上記アと同様に、「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。</u></p> <p>補習講座：</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1. 入出力アーキテクチャと装置 2. エンデベットシステム</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	時間数	1. 入出力アーキテクチャと装置 2. エンデベットシステム	1	<p><u>上記認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u></p> <p>(2) 修了認定の基準  <u>該当各講座において次の要件を満たした受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">宇治山田商業高等学校</td> <td style="text-align: center;">3分の2以上の出席</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津田情報ビジネス専門学校</td> <td style="text-align: center;">4分の3以上の出席</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勢京ビジネス専門学校</td> <td style="text-align: center;">3分の2以上の出席</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津高等技術学校</td> <td style="text-align: center;">5分の4以上の出席</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p> <p><u>宇治山田商業高等学校において、平成16年4月1日から平成18年3月31日の期間に当該校の科目（「情報概論」「情報処理」「簿記」「ビジネス情報」「原価計算」）を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、当該校に在学している者については次に定める補習講座を受けることにより、基本情報技術者講座における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達した者について、修了を認定する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1. コンピュータの種類と特徴 2. エンデベットシステム</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	要件	宇治山田商業高等学校	3分の2以上の出席	津田情報ビジネス専門学校	4分の3以上の出席	勢京ビジネス専門学校	3分の2以上の出席	津高等技術学校	5分の4以上の出席	内 容	時間数	1. コンピュータの種類と特徴 2. エンデベットシステム	1
内 容	時間数																		
1. 入出力アーキテクチャと装置 2. エンデベットシステム	1																		
学校名	要件																		
宇治山田商業高等学校	3分の2以上の出席																		
津田情報ビジネス専門学校	4分の3以上の出席																		
勢京ビジネス専門学校	3分の2以上の出席																		
津高等技術学校	5分の4以上の出席																		
内 容	時間数																		
1. コンピュータの種類と特徴 2. エンデベットシステム	1																		

別表（新旧対照表）

新		旧	
3. システムの性能	1	3. データベース応用	1
4. システムの信頼性・経済性		4. データ資源管理	
5. データベース応用	1	5. ネットワークソフト	1
6. 外部環境の活用	1	6. リスク管理	
7. システムの運用		7. ガイドライン	1
8. システムの保守	2	8. 開発と取引の標準化	
9. データベースのモデル		9. 情報システム基盤の標準化	1
10. データベースの言語	2	10. 標準化組織	
11. リスク管理	1	11. エンジニアリングシステム	1
12. ガイドライン		12. ビジネスシステム	
13. 情報システム基盤の標準化	1	13. 情報通信	1
14. 標準化組織		14. 労働	
15. 経営管理・情報化戦略	1	15. その他の法律・倫理	
16. 情報通信		合計	7
17. 知的財産権			
18. 取引	1		
19. その他の法律・倫理			
合計	12		

ウ 上記ア、イの有資格者に対して修了認定に係る試験を実施し、日本C I W普及育成協議会（J A C C）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

エ なお、下記(3)イの場合にあっては、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題を使用し、当該試験を実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該試験の問題が、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

— 修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構に指定された期日に2回実施する。

別表（新旧対照表）

新	旧
<p><u>A）が提供する問題を使用し、当該試験を実施するものとする。</u></p> <p><u>ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。</u></p> <p><u>エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会（JACC）が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会（JACC）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。</u></p> <p><u>オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。</u></p> <p><u>(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目</u></p> <p><u>資格名称：CIWアソシエイト</u></p> <p><u>試験科目：CIWファンデーション</u></p> <p><u>当該民間資格試験の試験項目：表に示すとおり</u></p> <p>（以下省略）</p>	<p><u> 修了認定に係る試験会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。</u></p> <p><u> 試験問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。</u></p> <p><u> 当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日、および試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。</u></p> <p><u> 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置に適用を受けようとする者が行うものとする。</u></p>
<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、<u>内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものである。</u></p> <p>（以降削除）</p>	<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、<u>基本情報技術者試験の午前試験科目に相当する講座の開設を認められた教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、修了を認められた日から2年以内に基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の知識を免除するものである。</u></p> <p><u>本特例措置により、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ることができる。このことにより、講座を開設する教育機関等の指導力の向上や生徒・学生の学習意欲向上につながるとともに、IT関連産業やその他の産業の人材確保と集積促進等が期待されるところである。</u></p> <p><u>当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本県が内閣総理大臣に提出して認定を得ることとする。</u></p> <p><u>また、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定め</u></p>



別表（新旧対照表）

新	旧
	<p><u>る履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかどうかを、経済産業大臣に協議するものとする。</u></p> <p><u>なお、現時点において、当該事業の実施が可能であるのは4校だけであるが、カリキュラム等の要件が整った教育機関等についても、追加して認定を得る予定である。</u></p>